第二条　独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（各勘定に共通する経費の整理） **第七条**　信用基金は、法第十五条、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百十七条及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百九十六条の七の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣及び財務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理するものとする。	（各勘定に共通する経費の整理） **第七条**　信用基金は、法第十五条、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十二条の十一及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百九十六条の七の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣及び財務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理するものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月十三日　農林水産大臣　齋藤　健

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（都道府県農業共済保険審査会規程施行規則及び農業災害補償法第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　都道府県農業共済保険審査会規程施行規則（昭和十六年農林省令第八十号）

二　農業災害補償法第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則（昭和二十三年農林省令第三号）

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
（農業委員会に対する申出を行うことができる団体） **第七十三条**　法第三十一条第一項第一号の農林水産省令で定める農業者の組織する団体は、次に掲げる団体とする。 一・二　（略）	（農業委員会に対する申出を行うことができる団体） **第七十三条**　法第三十一条第一項第一号の農林水産省令で定める農業者の組織する団体は、次に掲げる団体とする。 一・二　（略）

三　農業共済組合及び農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会（同法第百条第一項から第三項までの規定により法第三十一条第一項第一号の市町村において共済事業を行うものに限る。）	三　農業共済組合
四・五　（略）	四・五　（略）

（作物統計調査規則の一部改正）

第三条　作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　（略） 2～4　（略） 5　この省令において「共済基準減収量」とは、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物の収穫量が、当該各号に掲げる共済事故により、当該作物に係る農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十六条第二項若しくは第百四十八条第二項の耕地別基準収穫量又は同令第百三十一条第三号の樹園地別基準収穫量を下回る場合において、当該耕地別基準収穫量又は樹園地別基準収穫量から当該収穫量を差し引いて得た量をいう。 6　（略） （調査の範囲） **第六条**　（略） 2　（略） 3　被害調査は、被害応急調査にあつては作物について重大な被害が発生したと認められる地域、共済減収調査にあつては農業保険法第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。	（定義） **第三条**　（略） 2～4　（略） 5　この省令において「共済基準減収量」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる作物の収穫量が、当該各号に掲げる共済事故により、当該作物に係る同法第百九条第四項及び第百二十条の十四第三項の規定により定められた基準収穫量並びに同法第百二十条の八第四項及び第百五十条の五の十四第二項の基準収穫量を下回る場合において当該基準収穫量から当該収穫量を差し引いて得た量をいう。 6　（略） （調査の範囲） **第六条**　（略） 2　（略） 3　被害調査は、被害応急調査にあつては作物について重大な被害が発生したと認められる地域、共済減収調査にあつては農業災害補償法第八十四条第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。